

○市原市元気な商業者支援事業補助金交付要綱

平成21年6月30日

告示第235号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内商業の活性化を図るため、商業者の団体等が連携して実施する个性的な商品及び新規サービスの開発等の事業に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することについて、市原市補助金等交付規則（昭和38年市原市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象団体」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市原市内において、店舗を有し、事業を営む商業者（当該商業者が個人事業者である場合は、市内に住所を有する者に限る。以下「市内商業者」という。）を3者以上含み、かつ、市内商業者が構成員の過半数を占める団体であること。
- (2) 団体の代表者は、市内商業者（当該市内商業者が法人である場合は、当該法人の代表者又は市原市内における店舗を代表する者）であること。
- (3) 団体の構成員である市内商業者が、いずれも市税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定による補助金の交付を過去に3回以上受けた団体は、当該補助金の交付を受けることができない。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市原市内において、補助対象団体が自ら主体となって実施する事業であること。
- (2) 創意工夫により个性的な新商品開発を行うための事業、地域等の課題に対応した新規サービスの開発を行うための事業その他の事業であって、市内商業の活性化に資するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、国、県又は市の他の補助制度の対象となる事業については、補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、事業年度内における補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 経常的な管理運営費
- (2) 不動産の購入に要する経費及び補償費
- (3) 他の目的に転用できる備品の購入費
- (4) 飲食費
- (5) その他商業活性化の事業に適さないと認められる経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額（補助対象事業に係る補助金以外の収入があるときは、補助対象経費の額から当該収入額を控除した額）に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

（支援事業の提案及び採択）

第6条 この要綱に基づく支援を受けることができる事業は、補助対象事業であって、支援を行う事業として市長に採択されたものとする。

2 前項の規定による採択は、補助対象団体から提案を受けた事業のうち、市長が補助対象事業として適当と認めるものの中から、選考のうえ、行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による採択を行う場合において、必要に応じて、市長が適当と認める者から当該事業に関連する情報、意見等を聴取することができる。

第7条 市長は、前条第2項の提案に関し、あらかじめ、企画提案書の提出期限、企画提案書に記載すべき事項、選考方法の概略その他提案を行うため必要な事項を記載した募集要領を作成し、これを公表しなければならない。

2 補助対象団体は、前条第2項の提案をしようとするときは、前項の募集要領に記載された事項に従い、市長に企画提案書を提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による企画提案書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、補助対象事業として適当と認めたときは、これを選考に付するものとする。

4 選考の基準、選考の方法その他選考を行うため必要な事項については、市長が別に定める。

5 市長は、第3項の規定による審査及び選考の結果、提案された事業について採択の可否を決定したときは、市原市元気な商業者支援事業採択（不採択）通知書（別記第1号様式）により、補助対象団体に通知するものとする。

6 市長は、前項の規定により支援を行う事業として採択した事業（以下「補助事業」という。）を実施する補助対象団体（以下「補助団体」という。）に対し、補助金の交付、当該事業に必要な助言その他の支援を行うものとする。

(交付の申請)

第8条 補助団体は、補助金の交付を受けようとするときは、前条第5項の規定により支援を行う事業として採択された日から2週間以内に、市原市元気な商業者支援事業補助金交付申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助団体の概要書
- (2) 構成員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請書の提出は、補助団体が補助事業に着手する前に行わなければならない。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

3 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査したうえ、補助金の交付の可否を決定し、市原市元気な商業者支援事業補助金交付決定(却下)通知書(別記第3号様式)により補助団体に通知するものとする。

(前金払)

第9条 市長は、前条第3項の規定による交付決定後において、当該交付決定を受けた補助団体(以下「補助決定団体」という。)からの申請があったときは、当該決定額の2分の1以内の額を前金払とするものとする。

2 前項の前金払を受けようとする補助決定団体は、市原市元気な商業者支援事業補助金前金払申請書(別記第4号様式)及び市原市元気な商業者支援事業補助金前金払交付請求書(別記第5号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業の変更等)

第10条 補助決定団体は、補助事業の内容を変更しようとするときは、市原市元気な商業者支援事業変更承認申請書(別記第6号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、内容を審査したうえ、承認の可否を決定し、補助金の交付の決定内容に変更を生じたときは、市原市元気な商業者支援事業補助金交付変更決定通知書(別記第7号様式)により補助決定団体に通知するものとする。

3 補助決定団体は、補助事業を廃止しようとするときは、市原市元気な商業者支援事業廃止届(別記第8号様式)により、市長に届け出なければならない。

(実績報告及び事業の検証)

第11条 補助決定団体は、補助事業が完了したときは、事業年度の2月末日までに市原市元気な商業者支援事業実績報告書(別記第9号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 事業完了報告書
- (3) 事業経費に係る領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出後に、補助決定団体から聞き取りを行い、事業の検証を行うものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、市原市元気な商業者支援事業補助金交付確定通知書(別記第10号様式)により当該補助決定団体に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定しようとする場合において、補助決定団体が第9条第1項の規定により補助金の前金払を受けている場合には、次により精算を行うものとする。

- (1) 前金払の額が補助金の額を超えるときは、補助決定団体は、当該前金払の額から補助金の額を差し引いた額を市長に返還しなければならない。
- (2) 補助金の額が前金払の額を超えるときは、市長は、補助金の額から前金払の額を差し引いた額を当該補助決定団体に交付するものとする。

(交付請求)

第13条 前条第1項の規定による通知を受けた補助決定団体は、当該補助金の交付を受けようとするときは、市原市元気な商業者支援事業補助金交付請求書(別記第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第14条 市長は、補助決定団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の一部若しくは全部を取り消し、交付すべき補助金の一部若しくは全部を交付せず、又は交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助金を目的外に使用したとき。

- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 事業の施行方法が不相当と認められるとき。
- (5) 補助事業を廃止したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、市原市元気な商業者支援事業補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により、補助決定団体に通知するものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（見直し）

2 市長は、この告示の施行後5年以内に、この告示の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

（平成21年度の補助事業に係る実績報告の特例）

3 平成21年度中に補助金の交付の決定を受けた補助事業に係る第11条の規定の適用については、同条中「2月末日」とあるのは、「3月10日」とする。

別記第1号様式(第7条第5項)

市 第 号
年 月 日

市原市元気な事業者支援事業採択(不採択)通知書

団体名

住 所

代表者氏名 様

市原市長 印

年 月 日付けで提案のありました事業については、下記のとおり決定しましたので、市原市元気な事業者支援事業補助金交付要綱第7条第5項の規定により通知します。

記

- 1 支援を行う事業の可否
採択・不採択
- 2 事業名及び事業内容
- 3 意見、条件その他の事項

第2号様式(第8条第1項)

年 月 日

市原市元気な商業者支援事業補助金交付申請書

(あて先)市原市長

団体名

住 所

代表者氏名

印

市原市元気な商業者支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により下記のとおり申請
します。

記

1 申請金額 円

2 添付書類

- (1) 補助団体の概要書
- (2) 構成員名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

第3号様式(第8条第3項)

市 第 号
年 月 日

市原市元気な事業者支援事業補助金交付決定(却下)通知書

団体名

住 所

代表者氏名 様

市原市長 印

年 月 日付けで申請のありました補助金については、下記のとおり決定(却下)しましたので、市原市元気な事業者支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

1 次のとおり決定します。

交付決定額 円

2 次の理由により却下します。

理由

第4号様式(第9条第2項)

年 月 日

市原市元気な事業者支援事業補助金前金払申請書

(あて先)市原市長

団体名

住 所

代表者氏名

印

年 月 日付け市 第 号で決定を受けた補助金について前金
払を受けたいので、市原市元気な事業者支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により
下記のとおり申請します。

記

1 前金払を必要とする理由

2 前金払申請金額

円

第5号様式(第9条第2項)

年 月 日

市原市元気な商業者支援事業補助金前金払交付請求書

(あて先)市原市長

団体名

住 所

代表者氏名

印

年 月 日付け市 第 号で決定を受けた補助金の前金払分について、市原市元気な商業者支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 前金払交付請求額

円

振込先	金融機関名	支店	
	普通・当座	口座番号	
	フリガナ		
	名義人		

(注) 振込口座は、団体又は団体の代表者の名義のものに限ります。

第6号様式(第10条第1項)

年 月 日

市原市元気な事業者支援事業変更承認申請書

(あて先)市原市長

団体名

住 所

代表者氏名

印

年 月 日付け市 第 号で決定を受けた補助事業について、
下記のとおり事業内容を変更したいので、市原市元気な事業者支援事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

事業内容の変更

決定を受けている事業の内容	変更後の事業の内容

経費の配分(変更部分、変更後の額が分かるようにすること)

(単位:円)

区分	補助対象経費	経費内訳
当初計画		
変更計画		

(注) 変更後の事業の収支予算書を添付してください。

第7号様式(第10条第2項)

市 第 号
年 月 日

市原市元気な事業者支援事業補助金交付変更決定通知書

団体名

住 所

代表者氏名 様

市原市長 印

年 月 日付で申請のありました補助事業の変更については、下記のとおり承認し、補助金の交付決定額を変更しましたので、市原市元気な事業者支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更後の事業内容
- 2 変更後の交付決定額

円

第8号様式(第10条第3項)

年 月 日

市原市元気な事業者支援事業廃止届

(あて先)市原市長

団体名

住 所

代表者氏名

印

年 月 日付け市 第 号で決定を受けた補助事業を下記の理由により廃止したいので、市原市元気な事業者支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により廃止を届け出ます。

記

1 廃止する事業名

2 廃止する理由

3 事業の遂行状況

(単位：円)

計画		事業遂行状況			備考
事業費	市補助金	事業費	市補助金	事業の現況	

4 廃止の時期

(注) 廃止の理由を明らかにできる証拠書類があれば添付すること。

第9号様式(第11条第1項)

年 月 日

市原市元気な商業者支援事業実績報告書

(あて先)市原市長

団体名

住 所

代表者氏名

印

年 月 日付け市 第 号で決定を受けた補助事業について、
事業を完了しましたので、市原市元気な商業者支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定
により下記のとおり実績を報告します。

記

1 事業名

2 事業完了年月日 年 月 日

3 事業費(収支決算額) 円

4 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 事業完了報告書
- (3) 事業経費に係る領収書
- (4) その他市長が必要と認める書類

第10号様式(第12条第1項)

市 第 号
年 月 日

市原市元気な事業者支援事業補助金交付確定通知書

団体名

住 所

代表者氏名 様

市原市長 印

年 月 日付けで実績報告のありました補助事業については、下記のとおり補助金を確定しましたので、市原市元気な事業者支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により通知します。

記

交付確定額 円

既支払額(前金払) 円

精算額 円

第11号様式(第13条)

年 月 日

市原市元気な商業者支援事業補助金交付請求書

(あて先)市原市長

団体名

住 所

代表者氏名

印

年 月 日付け市 第 号で確定通知のありました補助金について、市原市元気な商業者支援事業補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 交付請求額について

交付請求額 (①-②)			円
補助金交付確定額 ①			円
補助金交付済額 ② (前金払額)	年 月 日 現在		円
振込先	金融機関名	支店	
	普通・当座	口座番号	
	フリガナ		
	名義人		

(注) 振込口座は、団体又は団体の代表者の名義のものに限ります。

第12号様式(第14条第2項)

市 第 号
年 月 日

市原市元気な事業者支援事業補助金交付決定取消通知書

団体名

住 所

代表者氏名 様

市原市長 印

年 月 日付け市 第 号により決定した補助金の全部(一部)
を下記のとおり取り消したので、市原市元気な事業者支援事業補助金交付要綱第14条第2項
の規定により通知します。

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1 補助金の交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消後の交付決定額 | 円 |
| 4 取消により返還を命ずる金額 | 円 |
| 5 取消の理由 | |

別記第1号様式（第7条第5項）

第2号様式（第8条第1項）

第3号様式（第8条第3項）

第4号様式（第9条第2項）

第5号様式（第9条第2項）

第6号様式（第10条第1項）

第7号様式（第10条第2項）

第8号様式（第10条第3項）

第9号様式（第11条第1項）

第10号様式（第12条第1項）

第11号様式（第13条）

第12号様式（第14条第2項）